



**5/17 | 南阿蘇村をもっと知ってほしい
ポラリスツリー株式会社から災害支援金をいただきました**



写真左、ポラリスツリー(株)代表取締役社長の廣田さん

5月17日、役場村長室でポラリスツリー株式会社代表取締役社長の廣田章さんから災害支援金を村長に渡されました。

この災害支援金は、ポラリスツリー株式会社の商品「ハッピーブルービークリーム」という馬油クリームの収益金の一部を支援金とされたものです。また、名前のとおり葉祥明阿蘇高原絵本美術館の葉山祥鼎館長のブルービーのイラストを用いた商品で、南阿蘇村の知名度アップにも貢献されています。

**6/6 | これまでの功績を称えて
南阿蘇村消防団入退団式**



厳粛な雰囲気のなかで開催されました

6月6日、役場大会議室にて南阿蘇村消防団の入退団式がおこなわれました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年に引き続き規模を大幅に縮小し幹部(団長、副団長、分団長)のみ出席での開催となりました。

式では、任期を終え退団する団員や新たな副団長、分団長に対し中川団長から辞令が交付され、退団者を代表し増田副団長があいさつしました。また、日本消防協会定例表彰を受章した市原副団長をはじめ、長年にわたり活躍している団員への消防協会からの表彰もおこなわれました。

災害が多発化・頻発化するなか、消防団の役割はますます重要になっており、更なる消防力強化が期待されます。



税務課からのお知らせ

太陽光設備を設置した場合は、 申告が必要です



事業用として、設置する太陽光設備については、機器のワット数に関係なく償却資産税の対象となるため申告が必要です(地方税法383条)。

また、個人用の場合は、10kW以下であれば償却資産税の対象外ですが、10kW以上のソーラーパネルを設置する場合は課税対象となります。

10kW以上の場合は、売電事業用資産として扱われるため、償却資産税を支払う必要があります。償却資産の申告を必ずおこなってください。

正当な理由なく申告をしなかった場合には、過料が科されますのでご注意ください(村税条例第75条)。

また、太陽光設備を設置する土地については、

申告が必要です!!



事業用太陽光パネル



住宅の屋根に設置した10kW以上の太陽光パネル

現況地目が「山林」などの場合、地目が「雑種地(宅)」へ変更となるため税額が変わります。

農地に設置する場合は農地法の制限がありますので、事前に農業委員会へ確認をお願いします。

固定資産税における土地の課税につきましては、1筆1課税が原則となります。

ご不明な点などがあれば税務課固定資産税係までお問い合わせください。

〈問い合わせ〉税務課 固定資産税係 TEL(67) 2703